

議会運営委員会記録

開会年月日	令和6年11月12日
開会時刻	午後3時56分
閉会時刻	午後4時48分
出席委員名	◎久保 真 ○中村 功 大西要一 宮崎 誠
	上村和生 楠木宏彦 野崎隆太 吉井詩子
	浜口和久
	藤原清史 議長
	岡田善行 副議長
欠席委員名	なし
署名者	大西要一 宮崎 誠
担当書記	奥野進司
審査案件	1 請願の紹介議員の取扱いについて
	2 伊勢市議会の個人情報保護に関する条例施行規程等の一部改正について
説明員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

久保委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に大西委員、宮崎委員の両委員を指名した。

始めに「請願の紹介議員の取扱いについて」を議題とし、前回10月8日の会議での意見を踏まえ各会派の意見を求めたところ、請願の紹介議員になることができない範囲を、議長、副議長、所管する常任委員会委員長・副委員長の範囲とする意見が多くあり、また、楠木委員からは、常任委員会委員長・副委員長については請願の紹介議員になることができるようにすべきとの意見があり、協議の結果、紹介議員になることができない範囲を議長、副議長、所管の常任委員会委員長・副委員長とすることとし、申し合わせ事項の文面については、正副委員長に一任いただくことと決定した。

次に「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程等の一部改正について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明をしたところ、楠木委員から健康保険被保険者証の発行がなくなり、マイナンバーカードを持っていない場合は、運転免許証しか使えなくなるということかとの質問があり、奥野議事係長から、規程には「本人であることを確認するため議長が適当と認める書類」等とあり、それらに限られることではないとの答弁があり、議会事務局提案のとおり改正案を決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和6年11月12日

委員長

委員

委員

【伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程等の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程等の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

先の通知では、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」の改正だけでしたが、「伊勢市議会図書室規程」の改正についてもあわせて協議いただきたく、前日の資料配付・共有となりましたことお詫び申し上げます。

今回の改正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関連します「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」、これの一部が令和6年12月2日に施行されることに伴いまして、現行の健康保険証の発行が終了となるため改正するものであります。

それでは改正内容を説明いたしますので、資料1-1「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」の一部改正の2ページ、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第11条の「開示請求等における本人確認手続等」の第1項第1号です。

ここには、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求を行う際の請求者の本人確認の手続きについて定めておりますが、現行、右側の改正前ですが、本人確認をするためのものとして、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カードなどを定めておりますが、今回、健康保険証の発行が終了となることから、「健康保険の被保険者証」を削除しております。

このことに伴いまして、4ページの様式第3号、保有個人情報開示請求書、6ページの様式第13号、保有個人情報訂正請求書、8ページの様式第19号、保有個人情報利用停止請求書、すべてに共通することですが、例として6ページ右側の別紙4の保有個人情報訂正請求書をご覧くださいと思います。

下のほうにある「2 請求者本人確認書類」ですが、ここは本人確認を何でしたか事務局で記載をする欄ですが、「健康保険被保険者証」のチェック欄を、改正後、左側の別紙3では削除をしております。

様式第3号の保有個人情報開示請求書、様式第19号の保有個人情報・利用停止請求書についても、同様の改正を行っております。

次に、4ページをお願いします。

保有個人情報開示請求書ですが、右側の別紙2、改正前の様式では、上部の請求者の電話番号欄ですが、市外局番を記載する括弧内の空白が他の書式と異なり小さくなっておりますので、ほかの書式に合わせ、空白を広げております。

次に、真ん中の「2 求める開示の実施方法等」の四角で囲まれたところの「その他（）」と書かれたところですが、これも空白が小さくなっておりましたので、ほかの書式に合わせ括弧内の空白を広げております。

また、4ページの下のところ「3 本人確認等」の四角で囲まれたところについても、同様に改めております。

次に、5ページ、本人の状況等欄の未成年者の生年月日を記入する欄ですが、西暦ある

いは和暦でも書けるよう空白を追加しております。

「健康保険被保険者証」のチェック欄以外のところについては、様式第3号だけがほかの様式と異なっておりましたので、ほかの様式に合わせるよう改正するものであります。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。

次に、附則ですが、まず、施行期日は健康保険証の新規発行がなくなる法改正に合わせて12月2日から施行することとしております。

ただし、様式第3号（4ページ）の書式につきましては、「健康保険被保険者証」のチェック欄については12月2日から、それ以外の改正は公表の日から施行することとしています。

次に、経過措置ですが、改正前の様式で仮に申請されたとしても新しい様式で提出されたものとみなすこと、また、旧様式を訂正などをして使用することもできることを規定しております。

次に、資料1-2の2ページ、「伊勢市議会図書室規程」の一部改正の新旧対照表をお願いいたします。

第8条第2項ですが、ここには議会図書室の書籍を貸出する際の手続きとして、貸し出しを受ける際の本人確認について定めておりますが、「健康保険の被保険者証」を提示する方法について、同様に氏名及び住所を明らかにできるものである個人番号カードを提示する方法に改めております。

次に1ページにお戻りください。

附則ですが、施行日は、健康保険証の新規発行がなくなる法改正に合わせて12月2日から施行することとしております。

改正内容は以上です。

次に、今後の手続きとしましては、今回該当する法改正が12月2日に施行されることから、それまでに改正手続きをとる必要があります。

今回は規程の改正ですので、本会議で諮ることはせず、議長決裁での手続きとなります。議会運営委員会で決定をいただきましたら、事務局において議長決裁、公表の手続きをとらせていただきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。